

下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>令和2年5月14日 策定 令和5年2月28日 改訂 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会</p> <p>1. 目的と主な改訂内容</p> <p>本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、下水道管路管理業務に従事する事業者における新型コロナウイルス感染症対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。</p> <p>下水道施設は、市民の快適な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤施設であることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止も求められている。</p> <p>下水道管路管理業務（災害復旧支援業務を含む）に従事する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。</p> <p>本ガイドラインの改訂は、令和3年1月8日の緊急事態宣言の再発出及びワクチン接種の開始等を受け、感染防止に関する最新情報及び当協会が改訂した「下水道管路管理に関する安全衛生マニュアル」等を踏まえて3月8日、4月26日に行った。また、令和3年8月の感染急拡大を受け9月14日に行うとともに、感染防止に関する最新情報を踏まえて令和4年12月12日に行った。</p> <p>今回、令和5年2月10日の対処方針の変更等</p>	<p>下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</p> <p>令和2年5月14日 策定 令和4年12月12日 改訂 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会</p> <p>1. 目的と主な改訂内容</p> <p>本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、下水道管路管理業務に従事する事業者における新型コロナウイルス感染症対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。</p> <p>下水道施設は、市民の快適な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤施設であることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止も求められている。</p> <p>下水道管路管理業務（災害復旧支援業務を含む）に従事する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。</p> <p>本ガイドラインの改訂は、令和3年1月8日の緊急事態宣言の再発出及びワクチン接種の開始等を受け、感染防止に関する最新情報及び当協会が改訂した「下水道管路管理に関する安全衛生マニュアル」等を踏まえて3月8日、4月26日に行った。また、令和3年8月の感染急拡大を受け、感染防止に関する最新情報を踏まえて9月14日に行った。</p> <p>今回、令和4年11月25日の対処方針の変更等</p>

を踏まえて内容を見直し、本ガイドラインの改訂を行った。主な改訂内容は次の通りである。

・最新の情報を踏まえ、マスクの着用については、感染対策上又は事業場の理由等による以外、個人の判断にゆだねられるものであることから、マスクの着用に関する記述を省略

・対人距離の目安は、人と人が触れ合わない距離とすることで表記を統一

を踏まえて内容を見直し、本ガイドラインの改訂を行った。主な改訂内容は次の通りである。

・3の(3)の健康管理に、最新の情報を踏まえ、マスクの着用は場面に応じることを記載

また、軽症者が多い変異株の特性等を踏まえ、抗原検査キットの活用は医療機関の受診までに時間がかかることが予想される場合という記述、自宅療養中の従業員は毎日健康状態を確認するという記述、症状に改善が見られない場合の保健所への相談指示という記述を省略するとともに、検査結果を踏まえた重症化リスクによる対応を追記

・3の(5)の勤務において、マスクの着用や換気を前提とし、対人距離の目安は、仕切りがなく一定時間以上対面する場合は1～2メートルに変更するとともに、人との距離を十分確保できる場合は状況に応じてマスクを外せることを記載

また、換気に関する記述を適正化

・3の(6)の休憩・休息スペースにおいて、マスクの着用や換気を前提とし、対人距離の目安を1～2メートルに変更

また、飲食にあつては、最低1メートル以上に変更

・3の(7)の車両・器具において、感染経路やリスクの状況等から、ドアノブ等の共有設備の頻繁な洗浄・消毒、ごみの回収における手袋着用等に関する記述を省略

・3の(9)の従業員に対する感染防止策の啓発等において、基本的な感染予防対策が定着してきたことから、行動変容等の啓発に関する記述を簡略化するとともに、COCOAの利用に関する記述を省略

また、濃厚接触の可能性のある場合の出勤停止等の記述を省略するとともに、政府の方針の変化等を踏まえ、海外渡航歴を有する従事者への対応に関する記述を変更

<p>なお、本ガイドラインの内容については、今後の各地域の感染状況や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、見直しを行う。</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>下水道管路管理業務に従事する事業者は、新型コロナウイルス感染者の排泄物を含む下水中には、新型コロナウイルスが含まれていることが明らかとなっていることを踏まえ、業務において、下水に直接触れることを避ける必要がある。</p> <p>また、オフィスにおける感染防止の取り組みが、社会全体の感染拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境対策の充実などに努めるものとする。</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(1)下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル(別紙のとおり)の活用</p> <p>当協会が作成した下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル(別紙)から抜粋した感染症予防策の記述に基づき、作業現場の状況に合わ</p>	<p>・3の(10)の感染者が確認された場合の対応において、オミクロン株は感染スピードが速く、軽症者が多いといった特性を踏まえ、保健所等の指示に従うという記述を省略するとともに、感染者と同じ勤務場所の従業員への自宅待機指示の記述を省略</p> <p>・3の(11)のその他において、保健所との連絡体制の確立等の記述を省略</p> <p>また、これまでの経過等により基本的な感染予防対策等が定着してきたことから、別紙2のチェックリストでの確認を省略</p> <p>・感染経路やリスクの状況等から、便器やタオル、ハンドドライヤーに関するトイレの項目を削除</p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、今後の各地域の感染状況や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、見直しを行う。</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>下水道管路管理業務に従事する事業者は、新型コロナウイルス感染者の排泄物を含む下水中には、新型コロナウイルスが含まれていることが明らかとなっていることを踏まえ、業務において、下水に直接触れることを避ける必要がある。</p> <p>また、オフィスにおける感染防止の取り組みが、社会全体の感染拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境対策の充実などに努めるものとする。</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(1)下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル(別紙のとおり)の活用</p> <p>当協会が作成した下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル(別紙)から抜粋した感染症予防策の記述に基づき、作業現場の状況に合わ</p>
---	---

せて対処し、自らの感染を防止するとともに、感染拡大の防止に努める。

(2) 感染予防策の体制

・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための方策の策定・実施について検討する体制を整える。

・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。

・国・地方自治体・業種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

・PCR 検査を緊急に行わなければならない場合に備えて、検査を受けることのできる機関の情報を収集する。

(3) 健康管理

・従業員に対し、希望者はワクチン接種を円滑に受けられるよう、会社として取り組みを行う。

・従業員に対し、出勤前に、発熱、咳、味覚障害などの新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。症状が確認された場合は、症状の軽重にかかわらず出勤前に会社に報告させ、指示を受けることとする。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。

・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とし、医療機関を受診させることを基本とするが、抗原検査キットを活用した検査を行うことも検討する。抗原検査キットを活用した検査の実施にあたっては、国の事務連絡を参考とする。なお、検査で陽性だった者については、重症化リスクが低い等の場合には

せて対処し、自らの感染を防止するとともに、感染拡大の防止に努める。

(2) 感染予防策の体制

・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための方策の策定・実施について検討する体制を整える。

・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。

・国・地方自治体・業種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

・PCR 検査を緊急に行わなければならない場合に備えて、検査を受けることのできる機関の情報を収集する。

(3) 健康管理

・従業員に対し、通勤、勤務、休憩などにおいて不織布製マスクの着用を基本とするが、屋外においてマスク着用は原則不要とされている ことなどを踏まえ、場面に応じたマスクの着用に努めるよう促す。

・従業員に対し、希望者はワクチン接種を円滑に受けられるよう、会社として取り組みを行う。

・従業員に対し、出勤前に、発熱、咳、味覚障害などの新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。症状が確認された場合は、症状の軽重にかかわらず出勤前に会社に報告させ、指示を受けることとする。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。

・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とし、医療機関を受診させることを基本とするが、抗原検査キットを活用した検査を行うことも検討する。抗原検査キットを活用した検査の実施にあたっては、国の事務連絡を参考とする。なお、検査で陽性だった者については、重症化リスクが低い等の場合には

フォローアップセンターへの登録、重症化リスクが高い場合や症状が重い場合には医療機関の受診を勧める。

- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社の可否を判断する際には、学会の指針などを参考とする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。

(4)通勤

- ・在宅勤務、時差出勤、交代勤務など、様々な勤務形態を検討し、可能な範囲で実施し、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車などにより公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。

(5)勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。特に現場作業終了後は、その場で速やかに手指の洗浄等を行い、オフィスやコンビニ等の立ち寄り先にウイルスを持ち込まないようにする。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、可能な限り、手指消毒液を配置する。

- ・下水の付着した衣服及び器具等については、洗浄、消毒等、適切に処置する。

- ・従業員が、仕切りがなく一定時間以上対面する場合には、一定の距離を保てるよう、人員配置及び座席配置について工夫する。

- ・従業員に対し、勤務中の手袋等の保護具の装着を促す。特に、現場作業においては、必要に応じて保護メガネ、フェイスシールド、防護服などを装着する。複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。

- ・朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。

フォローアップセンターへの登録、重症化リスクが高い場合や症状が重い場合には医療機関の受診を勧める。

- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社の可否を判断する際には、学会の指針などを参考とする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。

(4)通勤

- ・在宅勤務、時差出勤、交代勤務など、様々な勤務形態を検討し、可能な範囲で実施し、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車などにより公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。

(5)勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。特に現場作業終了後は、その場で速やかに手指の洗浄等を行い、オフィスやコンビニ等の立ち寄り先にウイルスを持ち込まないようにする。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、可能な限り、手指消毒液を配置する。

- ・下水の付着した衣服及び器具等については、洗浄、消毒等、適切に処置する。

- ・従業員が、仕切りがなく一定時間以上対面する場合には、1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置及び座席配置について工夫する。

- ・従業員に対し、勤務中の不織布製マスク、手袋等の保護具の装着を促す。特に、現場作業においては、必要に応じて保護メガネ、フェイスシールド、防護服などを装着する。複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。

- ・朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。

<p>・窓が開く場合は、こまめな換気に努める。なお、機械換気のみで必要換気量(30m³/時・人)を満たす場合は、窓開放との併用は不要である。乾燥する場面では、相対湿度 40%～70%を目安として加湿する。</p> <p>・会議を行う場合、オンラインでの実施を検討するほか、対面で行う場合は、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面で座らないように工夫する。</p> <p>・人と人とが頻繁に対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p> <p>(6)休憩・休息スペース</p> <p>・休憩・休息スペースへの入退室前後の手洗いをを行う。</p> <p>・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、<u>人と人とが触れ合わない距離での間隔</u>を目安に、一定の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。</p> <p>・食堂等での飲食についても、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知するほか、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、<u>人と人とが触れ合わない距離</u>を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。</p> <p>(7)車両・器具</p> <p>・業務に使う車両(ホースなどの装備を含む)、機器などで従業員が触れる部分及び下水等に触れる部分については洗浄又は消毒を行う。</p> <p>・工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。</p> <p>(8)外部関係者の立ち入り</p> <p>・外部関係者の立ち入りについては、必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止策を求める。</p>	<p>・窓が開く場合は、こまめな換気に努める。なお、機械換気のみで必要換気量(30m³/時・人)を満たす場合は、窓開放との併用は不要である。乾燥する場面では、相対湿度 40%～70%を目安として加湿する。</p> <p>・会議を行う場合、オンラインでの実施を検討するほか、対面で行う場合は<u>不織布製のマスクを着用</u>し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面で座らないように工夫する。</p> <p>・人と人とが頻繁に対面し、<u>かつ不織布製マスクの着用を徹底できない場所</u>はアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p> <p>(6)休憩・休息スペース</p> <p>・休憩・休息スペースへの入退室前後の手洗いをを行う。</p> <p>・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、<u>1～2メートル</u>を目安に、一定の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。</p> <p>・食堂等での飲食についても、<u>マスクを着用していない場合には</u>会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知するほか、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、<u>最低1メートル以上の距離</u>を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。</p> <p>(7)車両・器具</p> <p>・業務に使う車両(ホースなどの装備を含む)、機器などで従業員が触れる部分及び下水等に触れる部分については洗浄又は消毒を行う。</p> <p>・工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。</p> <p>(8)外部関係者の立ち入り</p> <p>・外部関係者の立ち入りについては、必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止策を求める。</p>
--	--

<p>・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、感染防止策の内容を説明するなどにより、理解を促す。</p> <p>(9)従業員に対する感染防止策の啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に、密閉空間での会話を避けるなど、基本的な感染対策を促す。 ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員に周知啓発し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。 ・海外渡航歴を有する従事者の対応については、日本入国時の検疫措置 に沿って判断する。 <p>(10)感染者が確認された場合の対応</p> <p>①従業員の感染が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒する。 ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 <p>②複数社が混在する借用ビル内に入居する他社の従業員の感染が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル貸主の指示に従う。 <p>4. 本ガイドラインの適用</p> <p><u>本ガイドラインの適用は、マスク着用の考え方の見直しの適用日（令和5年3月13日）からとし、それまでにガイドラインの見直し内容を周知する。</u></p>	<p>・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、感染防止策の内容を説明するなどにより、理解を促す。</p> <p>(9)従業員に対する感染防止策の啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に、<u>マスクの着用</u>や密閉空間での会話を避けるなど、基本的な感染対策を促す。 ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員に周知啓発し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。 ・海外渡航歴を有する従事者の対応については、日本入国時の検疫措置 に沿って判断する。 <p>(10)感染者が確認された場合の対応</p> <p>①従業員の感染が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒する。 ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 <p>②複数社が混在する借用ビル内に入居する他社の従業員の感染が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル貸主の指示に従う。
--	---